

(案)

新しい総合事業について
(介護予防・日常生活支援総合事業)

平成28年8月26日

貝塚市 健康福祉部 高齢介護課

この資料は現時点での案であり、今後変更になることがありますのでご注意ください。

1)新しい総合事業の概要(国資料:事業ベース)

<改正前>

介護保険制度

<改正後>

【財源構成】

- 国 25%
- 都道府県 12.5%
- 市町村 12.5%
- 1号保険料 22%
- 2号保険料 28%

介護給付 (要介護1~5)

改正前と同様

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

事業に移行

予防給付 (要支援1~2)

介護予防事業
又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

全市町村で実施

多様化

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・訪問型サービス
 - ・通所型サービス
 - ・生活支援サービス(配食等)
 - ・介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

【財源構成】

- 国 39.0%
- 都道府県 19.5%
- 市町村 19.5%
- 1号保険料 22%

地域支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

充実

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- 在宅医療・介護連携推進事業**
- 認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- 生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

地域支援事業

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

→

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

※厚生労働省資料を一部改変

1)新しい総合事業の概要(要支援者の訪問介護、通所介護の総合事業への移行)

- 多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスを提供できるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は、貝塚市では平成29年4月から地域支援事業に移行
- その他のサービスは、予防給付によるサービスを利用

予防給付によるサービス

- ・訪問介護
- ・通所介護

- ・訪問看護
 - ・訪問リハビリテーション
 - ・通所リハビリテーション
 - ・短期入所療養介護
 - ・居宅療養管理指導
 - ・特定施設入所者生活介護
 - ・短期入所者生活介護
 - ・訪問入浴介護
 - ・認知症対応型通所介護
 - ・小規模多機能型居宅介護
 - ・認知症対応型共同生活介護
 - ・福祉用具貸与
 - ・福祉用具販売
 - ・住宅改修
- など

訪問介護、通所介護
について事業へ移行

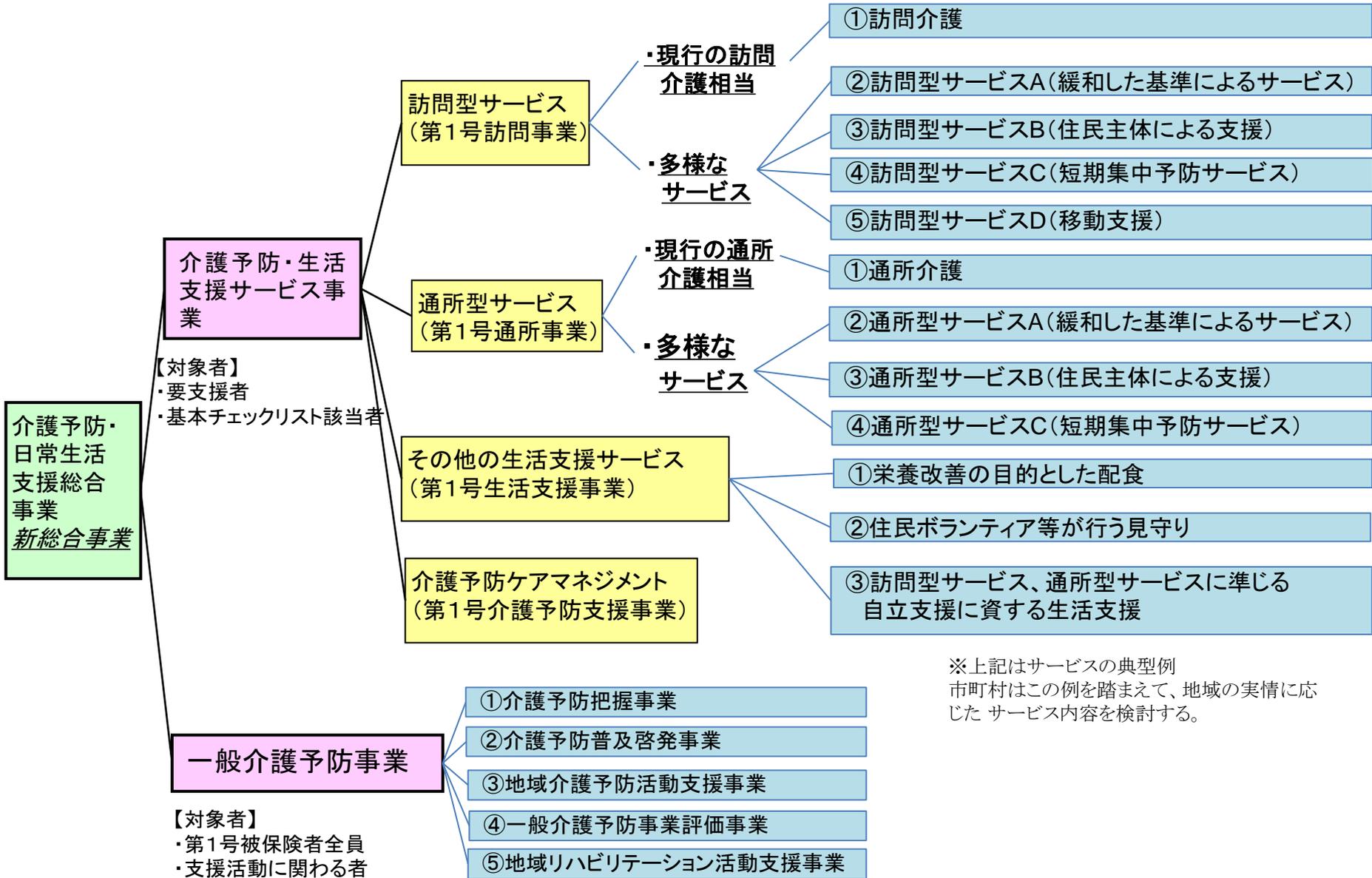
従来通り
予防給付で行う

新しい総合事業によるサービス (介護予防・生活支援サービス事業)

- ・訪問型サービス
- ・通所型サービス

※多様な主体による多様なサービスの提供を推進
※総合事業のみ利用の場合は、基本チェックリスト該当で利用可

1)新しい総合事業の概要(国資料:サービス類型ベース)

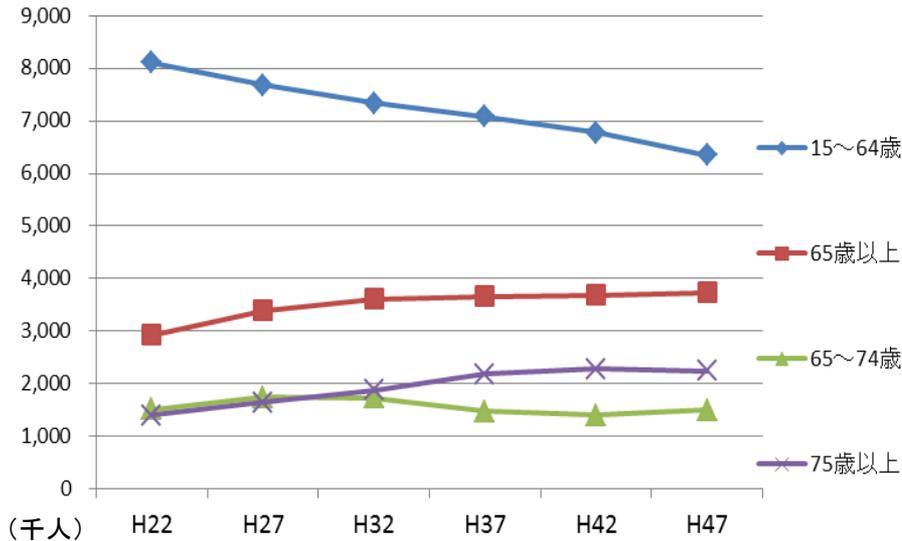


※上記はサービスの典型例
市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じたサービス内容を検討する。

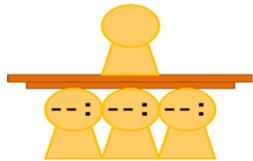
2) 事業導入の背景

① 少子高齢化問題

生産年齢人口(15~64歳)の減少と65歳以上の高齢者の増加

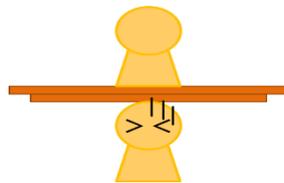


H22年
「騎馬戦型」



65歳以上1人に対して
20歳~64歳は2.7人

H37年
「肩車型」



65歳以上1人に対して
20歳~64歳は1.9人

貝塚市の高齢者人口の推計

※ 高齢化率(市内人口における65歳以上の割合)

H27年: 24.1%
H32年: 25.5%
H37年: 26.0%

※ 65歳以上人口における75歳以上の割合

H27年: 46.3%
H32年: 51.5%
H37年: 58.1%

平成27年から平成37年の10年間で

- 市内総人口は 約0.9倍に減少
- 75歳以上の人口は 約1.4倍に増加
- 要介護認定者は 約1.4倍に増加

貝塚市の介護保険料(基準額)の推計

平成27年度 67,100円

平成37年度 104,300円

資料: 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(H24.1推計)」

2) 事業導入の背景

②介護人材不足

介護人材不足

平成37年大阪府下では33,866人不足すると推計されている。貝塚市では約340人不足する見込み(人口割計算)

中重度者の介護支援強化

住み慣れた地域での暮らしを支援するため、有資格者については専門性の高い「身体介護」を重点的に行う

③高齢者のニーズ

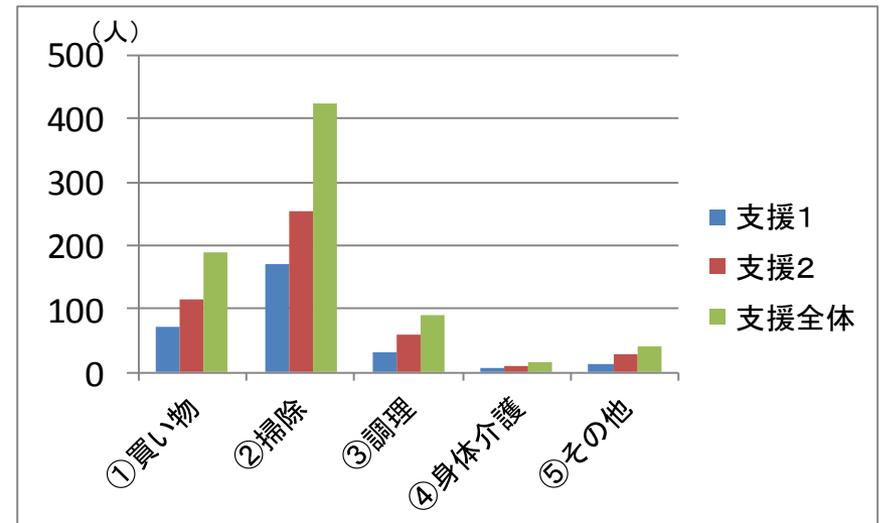
生活支援のニーズの増加

単身高齢者や高齢者のみ世帯が増加するに伴い、掃除や買い物等の生活支援のニーズが増加する

要支援者のサービス内容

要支援者の訪問介護サービスの利用内容の約95%以上が掃除や買い物等の生活支援

市内予防訪問介護のサービス利用状況(平成26年10月)



3) 事業導入の方針

①必要なサービスの整備

高齢者の様々なニーズに応じたサービスを提供できるよう、現行の介護予防サービスと同じ基準のサービスを実施したうえで、基準を緩和したサービスを整備します。



②生活支援の担い手の転換

要支援者等への訪問型サービスは、多様なサービスを整備することで、介護人材のすそ野を広げ、ヘルパーから新たな担い手への転換を目指します。

高齢者自身が新たな担い手となることで、高齢者の社会参加による介護予防、地域の体制づくりを目指します。

③自立支援(介護予防)の促進

高齢者が住み慣れた地域での暮らしを継続できるよう、健康な時期から介護予防に取り組みの支援を行います。

4) 事業導入による効果 (介護予防・生活支援の充実)

☆サービスの充実と費用の効率化を実現

予防給付

(全国一律の基準)

地域支援事業

移行

介護予防
訪問介護

訪問介護相当サービス(現行相当)

訪問型サービスA(緩和した基準)

移行

介護予防
通所介護

通所介護相当サービス(現行相当)

通所型サービスA(緩和した基準)

・専門的なサービスを必要とする人には専門的サービスの提供
(専門サービスにふさわしい単価)

・多様な担い手による多様なサービス
(多様な単価、単価が低い場合には
利用料も低減)

サービスの充実

・多様なニーズに対するサービスの拡がりにより、在宅生活の安心確保

同時に実現



費用の効率化

・住民主体のサービス利用の拡充
・認定に至らない高齢者の増加
・重度化予防の推進

今後、住民主体によるサービスの創設、拡充

介護予防・生活支援の充実

ふれあい喫茶支援

つげさんお元気体操グループ支援

・住民主体で参加しやすく、地域に根ざした介護予防活動の推進
・元気な時からの切れ目ない介護予防の継続
・見守り等生活支援の担い手として、生きがいと役割づくりによる互助の推進

・今後、住民主体のサービスの創設、拡充などが進めば、支援する側とされる側という画一的な関係性ではなく、サービスを利用しながら地域とのつながりを維持できる

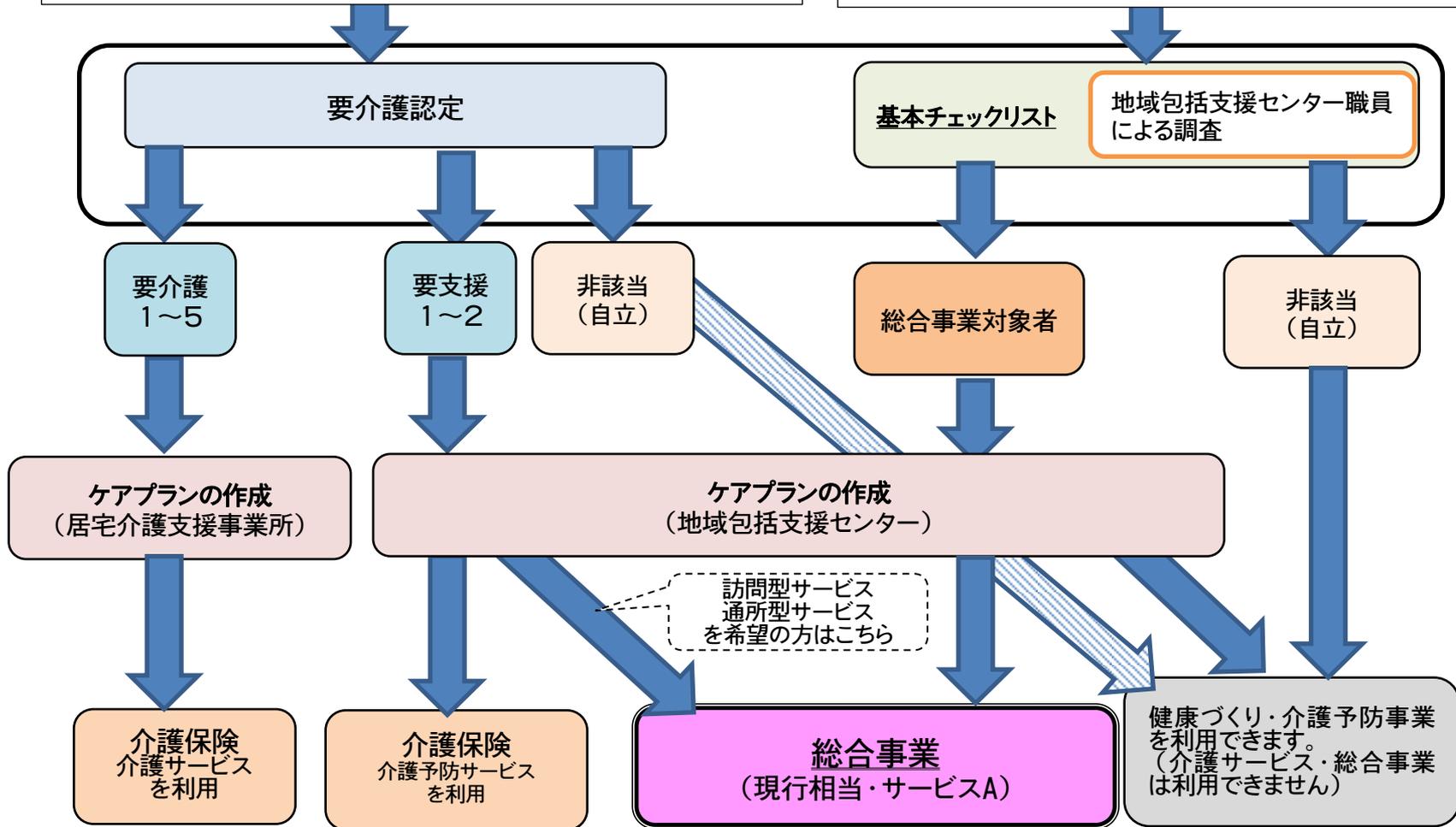
・能力に応じた柔軟な支援により、介護サービスからの自立意欲が向上

5) 利用の流れと対象者

①利用の流れ

- ①新規でサービスを利用するかた
- ②要介護・要支援認定の更新を迎えた方うち右枠の対象にならない方
- ③第2号被保険者(40~64歳)

更新時に要支援1・2で、介護予防訪問介護、介護予防通所介護のみを利用して、今後も同様のサービスを希望する方



5) 利用の流れと対象者

②利用の対象者

要支援者

【利用限度額】 要支援1： 5,003 単位 要支援2： 10,473 単位

平成29年4月1日時点の要支援者

認定更新までは予防訪問介護及び予防通所介護の予防給付サービスを利用いただき、認定更新の決定以降は新総合事業としての訪問型及び通所型のサービスを利用させていただきます。

※認定更新後は予防訪問介護及び予防通所介護は利用いただけません。

平成29年4月1日以降に新たにサービスを利用する要支援者

新総合事業としての、訪問型及び通所型のサービスを利用させていただきます。

※予防訪問介護及び予防通所介護は利用いただけません。

事業対象者

【利用限度額】 事業対象者： 5,003 単位

平成29年4月1日以降に、基本チェックリストにより、事業対象者と判断されたかた

(注)基本チェックリストにより総合事業を利用できるかたは、第1号被保険者(65歳以上のかた)です。第2号被保険者(40～64歳のかた)が総合事業を利用するには、要支援認定を受ける必要があります。

※要支援者については、基本チェックリストを実施しなくても総合事業を利用いただけます。

6) 貝塚市における訪問型サービス

※各サービスの併用は原則不可

		訪問介護相当サービス (現行相当)	例外的なサービス	訪問型サービスA (緩和した基準)	原則的なサービス
サービス内容		身体介護・生活援助		生活援助 ※指定介護予防訪問介護の対象となるサービスから身体介護を除いたもの	
対象者		要支援1・2、事業対象者			
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能		専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	
	訪問介護員等 又は 従事者	【訪問介護員等】 常勤換算2.5以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者		【従事者】 必要数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が定める研修受講者	
	サービス提供責任者 又は 訪問事業責任者	【サービス提供責任者】 常勤訪問介護員のうち利用者40人に1人以上 【資格要件】 ・介護福祉士 ・実務研修修了者 ・3年以上介護等に従事した初任者研修等修了者		【訪問事業責任者】 利用者の数に必要と認められる数 【資格要件】 ・介護福祉士 ・初任者研修等修了者 ・市長が定める研修受講者(検討中) ※利用者の数・・・前3月の平均数・新規指定の場合は定員数	
設備		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品		・事業運営に必要な広さを有する専用区画 ・必要な設備、備品	
運営		・個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・提供拒否の禁止 ・訪問介護員等の健康状態の管理等(衛生管理等) ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など		・必要に応じ、個別サービス計画の作成 ・同居家族に対するサービスの提供禁止 ・重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 ・従業者の健康状態の管理等(衛生管理等) ・秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 ・廃止・休止の届出と便宜の提供 など	
サービス提供者		(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者		本サービスの指定事業者	
報酬		国基準の1回単価と同じ額		現行相当の約80%の額	
利用者負担		介護予防給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)			
限度額管理		有り			
請求・支払		国保連にて審査・支払			

6) 貝塚市における訪問型サービス

(1) 訪問介護相当サービス(現行相当)

総合事業訪問型において例外的なサービス

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防訪問介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防訪問介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には訪問介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1ヶ月請求の上限である1月包括単位の額(介護予防と同額)を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 61(予防訪問介護) ⇒ A2(訪問型独自) 】
- 総合事業の現行相当を利用されるかたは専門的介護を必要とするごく限られたかたです。

サービスコードA2 抜粋

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型独自サービスⅣ	A2 2411	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 266単位
訪問型独自サービスⅠ	A2 1111	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 1,168単位
訪問型独自サービスⅤ	A2 2511	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 270単位
訪問型独自サービスⅡ	A2 1211	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週提供する場合など月9回以上)	1月 2,335単位
訪問型独自サービスⅥ	A2 2621	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 285単位
訪問型独自サービスⅢ	A2 1321	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週提供する場合など月13回以上)	1月 3,704単位

※初回加算・処遇改善加算・生活機能向上連携加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

6) 貝塚市における訪問型サービス

(2) 訪問型サービスA(緩和した基準)

総合事業訪問型において原則的なサービス

- 現行の介護予防訪問介護との違いは、「市長が定める研修修了者」によるサービス提供が可能なことです。
- 報酬の算定については、訪問介護相当サービスと同様に1回単価で行います。
- 報酬については訪問介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- 訪問介護事業所が併設して行う場合には、介護給付・現行相当の利用者を併せて基準を満たす必要があります。
- 国保連に請求するサービスコードはA3です。

サービスコードA3 抜粋

負担割合(1割又は2割)によって使用するコードが変わります

1単位は10.42円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
訪問型サービスA1回数	A3 1001 (1割) A3 1021 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 212単位
訪問型サービスA1月包括	A3 1003 (1割) A3 1023 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週1回程度 (月5週提供する場合など月5回以上)	1月 934単位
訪問型サービスA2回数	A3 1005 (1割) A3 1025 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (1月中8回まで)	1回 216単位
訪問型サービスA2月包括	A3 1007 (1割) A3 1027 (2割)	事業対象者 要支援1・2	週2回程度 (月5週を提供する場合など月9回以上)	1月 1,868単位
訪問型サービスA3回数	A3 1009 (1割) A3 1029 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (1月中12回まで)	1回 228単位
訪問型サービスA3月包括	A3 1011 (1割) A3 1031 (2割)	事業対象者 要支援2	週2回を超える程度 (月5週を提供する場合など月13回以上)	1月 2,963単位

※加算は設けませんが、同一建物減算は設けます。

6) 貝塚市における訪問型サービス

市長が定める一定の研修

研修の名称	「貝塚市生活援助サービス従事者研修」
研修実施機関	貝塚市社会福祉協議会（貝塚市生活支援コーディネーター）
時間	2日間（1日6時間）程度
カリキュラム例	<ul style="list-style-type: none">■職務の理解（①多様なサービスの理解②仕事の内容の理解）■老化の理解（①老化と高齢者の病気）■認知症の理解（※認知症サポーター養成講座）■介護におけるコミュニケーション技術■介護における尊厳の保持・自立支援 （①人権に係る基礎知識②人権と尊厳を支える介護③自立に向けた介護）■介護の基本（①介護における安全の確保とリスクマネジメント）■生活支援技術（①生活と家事）■終了評価（筆記試験により終了評価と振り返り）
参加資格	18歳以上のかた（検討中）
参加費用	有料（テキスト代として1,000～2,000円で検討中）
開催時期	年3回開催（1月頃・5月頃・9月頃で検討中）
講師	有資格者・貝塚市社会福祉協議会職員・貝塚市職員・認知症キャラバンメイト等
その他	他市で同様の研修を受講された場合はこの研修を受けたとみなすことができる場合があります。（検討中） ※他市の研修が本研修を受けたとみなすことができる研修かどうかについては貝塚市ホームページをご参照ください。 http://www.kaizuka. ～（作成中）

7) 貝塚市における通所型サービス

※各サービスの併用原則不可

		通所介護相当サービス (現行相当)	例外的なサービス	通所型サービスA (基準緩和)	原則的なサービス
サービス内容		機能訓練、レクリエーション、送迎等		体操、レクリエーション、送迎等 (介護予防の為の通所サービス)	
対象者		要支援1・2、事業対象者			
人 員 等	管理者	常勤・専従1以上 ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能		専従1以上(介護福祉士・初任者研修等修了者、市長が定める研修受講者) ※支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所等への職務に従事可能	
	介護職員 又は 従事者	【資格要件】・なし 従事者: 利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に専従0.2以上		【資格要件】・なし 従事者: 利用定員15人まで 専従1以上 : 利用定員15人を超える場合 利用者1人に必要数	
	生活相談員	専従 1以上		—	
	看護職員	専従 1以上		—	
	機能訓練員	1以上		—	
	設備	事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など		事業運営に必要な設備、備品等 3㎡×利用定員 以上 など	
運営	<ul style="list-style-type: none"> 個別サービス計画の作成 重要事項の概要、運営規定等の説明、同意 提供拒否の禁止 従業者の健康状態の管理 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の対応 		<ul style="list-style-type: none"> 必要に応じ、個別サービス計画の作成 重要事項概要、の運営規定等の説明、同意 従業者の健康状態の管理 秘密保持、苦情への対応、事故発生時の対応 廃止・休止の届出と便宜の対応 など 		
サービス提供者	(総合事業参入意向のある) 予防訪問介護の指定事業者		本サービスの指定事業者		
報酬	国基準の1回単価と同じ		現行相当の約80%		
利用者負担	介護予防給付と同じ(所得に応じ、1割または2割)				
限度額管理	有り				
請求・支払	国保連にて審査・支払				

7) 貝塚市における通所型サービス

(1) 通所介護相当サービス(現行相当)

総合事業通所型において例外的なサービス

- 指定基準・サービス内容等は、現行の介護予防通所介護と同一です。
- 報酬の算定については、予防通所介護では1ヶ月定額でしたが、基本的には通所介護と同様に1回単価での請求を採用します。
- 5週ある月は、国が規定する1月請求の上限である1月包括単位の額(介護予防と同額)を採用します。
- 報酬基準額は国が定めた「地域支援事業の実施について」において示されている費用額です。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65(予防通所介護) ⇒ A6(通所型独自) 】
- 総合事業の現行相当を利用されるかたは専門的介護を必要とするごく限られたかたです。

サービスコードA6 抜粋

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	算定単位
通所型サービス1回数	A6 1113	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	1回 378単位
通所型独自サービス1	A6 1111	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合など月5回以上)	1月 1,647単位
通所型独自サービス2回数	A6 1123	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	1回 389単位
通所型独自サービス2	A6 1121	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合など月9回以上)	1月 3,377単位

※生活機能向上グループ加算・運動器機能向上加算・栄養改善加算・減算等は現行と同一のものが設定されています。

7) 貝塚市における通所型サービス

(2) 通所型サービスA(緩和した基準)

総合事業通所型において原則的なサービス

- 現行の介護予防通所介護との違いは、生活相談員・看護職員・機能訓練員が不要なことです。
- 通所介護事業所が併設して行うには、介護給付・現行相当の利用者を合わせて基準を満たす必要があります。
- 報酬の算定については、通所介護相当サービスの算定単価の約80%です。
- サービスの中に送迎は含みますが、入浴や**機能訓練等**は含みません。入浴や**機能訓練等**を希望される場合は別途事業所と個別に調整してください。
- 平成29年4月から、総合事業に移行する方の国保連に請求するサービスコードが変更になります。
【 65(予防通所介護) ⇒ A7(通所型独自/定率) 】

サービスコードA7 抜粋

負担割合(1割又は2割)によって使用するコードが変わります

1単位は10.27円

サービス内容略称	サービスコード	対象者	回数	時間(1日)	算定単位
通所型サービスA1回数	A7 1001 (1割)	事業対象者 要支援1	週1回程度 (1月中4回まで)	3時間以上	1回 302単位
	A7 1021 (2割)				
通所型サービスA1月包括	A7 1002 (1割)	事業対象者 要支援1	週1回程度 (月5週提供した場合 など月5回以上)	3時間以上	1月 1,317単位
	A7 1022 (2割)				
通所型サービスA2回数	A7 1003 (1割)	事業対象者 要支援2	週2回程度 (1月中8回まで) ※週1回程度も可能	3時間以上	1回 311単位
	A7 1023 (2割)				
通所型サービスA2月包括	A7 1004 (1割)	事業対象者 要支援2	週2回程度 (月5週提供した場合 など月9回以上)	3時間以上	1月 2,701単位
	A7 1024 (2割)				

※加算・減算は設けません。

※体操、レクリエーション等による介護予防の為の通所型サービス

8)事業所指定(訪問型サービス・通所型サービス)

①平成27年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日に総合事業における「現行相当サービス」の指定を受けたものとみなされます。(以下「みなし指定」という。)指定の有効期間は平成30年3月31日までです。

現行相当サービス提供には「事業費算定届出」の提出をしていただく予定です。

※「みなし指定」は条件を満たす事業所に対し、全国の市町村がH27.4.1にそれぞれ指定行為を行ったものとみなすものだが、総合事業の新規指定に相当する指定行為のみに係る効力しかない。

※「緩和した基準によるサービス」を提供するためには、「みなし指定」を受けているかどうかに関わらず、新たに「緩和した基準によるサービス」の指定が必要になります。

②平成27年4月1日から平成29年3月31日までに介護予防訪問介護・介護予防通所介護の指定を受けた事業者

平成27年4月1日以降に指定された事業者については、「みなし指定」の対象になりません。

平成29年3月31日までの申請により、それぞれ訪問型サービス・通所型サービス(「現行相当サービス」及び「緩和した基準によるサービス」)の指定を平成29年4月1日から新たに受けることとなります。

③平成29年4月1日からの訪問型サービス・通所型サービスの指定

訪問介護・通所介護の指定を受ける事業者などからの申請により、それぞれ訪問型サービス・通所型サービス(「現行相当サービス」及び「緩和した基準によるサービス」)の指定を新たに受けることができるよう手続きを行います。

8) 事業所指定(訪問型サービス・通所型サービス)

平成29年4月～平成30年3月の間は、事業所指定が3種類存在する

総合事業における事業所の指定権者は貝塚市です。(新規指定申請、更新申請、変更届、加算届等の届出は広域事業者指導課で手続きを行ってください。)

平成29年4月から平成30年3月までの間は、介護給付、介護予防給付、総合事業の3種類が併存することになります。

事業所の指定も3種類存在することになります。

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	貝塚市 (広域事業者指導課)
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	
	(地域密着型通所介護)	(指定地域密着型通所介護事業所の指定)	
予防給付	介護予防訪問(通所)介護	指定介護予防訪問(通所)介護の指定	
総合事業	総合事業の訪問(通所)型サービス	総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定	

(介護予防給付の指定更新をしないとサービス提供ができなくなる場合)

・住民票を動かさずに貝塚市に居住している貝塚市以外の被保険者(住所地特例者ではない者)にサービス提供をしている場合で、その者の保険者が総合事業を実施していない場合。

※貝塚市に住民票のある住所地特例者に対しては、H29.4以降の認定更新申請以降は総合事業が提供され、介護予防訪問(通所)介護は提供されない。

8) 事業所指定(訪問型サービス・通所型サービス)

総合事業に係る事業所指定は、
貝塚市の被保険者及び貝塚市に住民票のある住所地特例者のみに効力を有する。

総合事業の指定権者は貝塚市であるので、総合事業に係る事業所指定は貝塚市の被保険者及び貝塚市に住民票のある住所地特例者のみに適用される。

貝塚市以外の事業対象者にも総合事業のサービスを提供している場合、貝塚市への届出だけでは足りず、該当市町村へも届出が必要です。

貝塚市に所在する事業所が、貝塚市以外の事業対象者(貝塚市に居住する住所地特例者を除く)に対して総合事業によるサービスを提供する場合には、それぞれの市町村から事業所指定を受ける必要があり、変更届や、指定更新申請も同様に貝塚市のほかそれぞれの市町村に届け出る必要がある。

総合事業に限ってみれば、同じ総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定であっても、サービスを提供する利用者の保険者の数だけ指定が存在することとなって、それぞれの指定に対して変更届や、指定更新申請を届け出ることが必要になる。

サービスを提供する利用者の保険者	必要な事業所指定
貝塚市	貝塚市による総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定
K市	K市による総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定
I市	I市による総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定
K町	K町による総合事業の訪問(通所)型サービス事業所の指定

※左の図の例では貝塚市の外3市町の利用者にサービス提供しているので、同じサービス内容であっても、4市の事業所指定が必要になる。

8) 事業所指定(訪問型サービス・通所型サービス)

総合事業によるサービス提供には、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要

総合事業によるサービス提供にあたっては、「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。
※現在の介護予防訪問(通所)介護の提供に係る契約は「介護予防訪問(通所)介護の提供」に関する事業だから、総合事業には適用されません。

※1回当たりの単価設定を導入することに伴い、利用料に変化が生じることにご注意ください。
事業所における総合事業移行に係る準備事項であるので、遺漏のない対応をお願いします。

(総合事業に係る契約締結を円滑に行うための例)

▽利用者との契約内容に総合事業に係るサービス提供も含まれていればよいので、契約書の中に総合事業移行後に効力が発生する契約の読み替え規定を盛り込む方法など。

地域包括支援センターから介護予防支援に係る委託を受けている場合

地域包括支援センターから介護予防支援に係る再委託を受けている場合で、介護予防ケアマネジメントを提供する場合にも、訪問(通所)型サービスと同様に、契約書に読み替え規定を盛り込むなどの対応が必要です。

介護予防支援	介護予防給付のみ又は介護予防給付と総合事業を組み合わせた予防プランの作成 ※介護予防訪問(通所)介護は総合事業に移行するので介護予防給付には含まれない。
介護予防ケアマネジメント	介護予防給付を含まず、総合事業のみの予防プラン作成

その他【定款等】

「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」は地域支援事業に移行することにより、該当する事業所においては事業の根拠となる定款等の変更が必要となる場合があります。記載例としては「介護保険法に基づく第1号事業」等です。

※定款等変更については、所管官庁の許認可が必要な場合は、所轄官庁へその変更についてご相談下さい。

9) ケアマネジメント

ケアマネジメントの類型

1単位は10.42円

		介護予防支援	ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	ケアマネジメントC (初回のみ介護予防ケアマネジメント)
内容		利用者自身が自立支援に向けた目標に向けサービスを利用するとともに、定期的に利用者の状態を把握し、サービス調整等を行う	同左	サービス開始の初回のみ、利用者が目標に向けたサービス利用ができるようにケアマネジメントを行う
流れ		⇒アセスメント(課題分析) ⇒ケアプラン原案作成 ⇒サービス担当者会議 ⇒利用者への説明・同意 ⇒ケアプランの確定・交付 ⇒サービスの利用開始 ⇒モニタリング評価	同左	⇒アセスメント(課題分析) ⇒ケアプラン結果案作成 ⇒利用者への説明・同意 ⇒利用するサービス提供者への説明・送付 ⇒サービス利用開始
利用サービス		予防給付	訪問型サービス・通所型サービス (現行相当・緩和)	第1号生活支援事業等
対象者		要支援者	要支援者・事業対象者	要支援者・事業対象者
報酬	開始月 (内訳)	730単位 (430単位(1月単位)) (300単位(初回加算))	同左	430単位
	2月目以降	430単位(1月単位)	同左	なし
請求支払		国保連経由で審査・支払	同左	同左
サービスコード		46	4ケタの数字 (大阪国保連独自コード) 4ケタの数字	
委託		可	可	不可

予防給付

総合事業

10) 一般介護予防事業

① 地域介護予防活動支援事業

つげさんお元気体操自主グループ支援

少子高齢化社会の中2025年問題を迎えるにあたり、高齢者の健康寿命をいかに伸ばすかが大きな課題。

何歳になっても自立して元気でいきいき暮らしていくために、外出して人とふれあったり、運動を継続して行うことが大切です。しかしながら、一人で運動を続けていくことは難しく、継続のためには身近に仲間とともに運動できる場所があることが重要です。

貝塚市では、家から歩いて行ける距離で、自主的に体操などを一緒にするグループの立ち上げ等を支援します。

支援自主グループ条件

- 貝塚にお住まいのおおむね65歳以上のかたが集まる自主グループ
- 月2回以上集まって体操を行うことができる
- DVDを見ながら体操を行える町会館等の場所と設備がある

支援内容

- 包括支援センター職員が立ち上げを支援
- つげさん体操等のDVDソフトを無料提供

事業の方向性

平成27年度はモデル地区として、3カ所の活動を支援
平成28年度は、介護予防事業として、より多くの自主グループの立ち上げを本格化
平成29年度以降は新たな自主グループの立ち上げ支援を行うとともに、既存のグループの継続支援を実施する予定

既存グループ継続支援

- 既存グループのリーダーが集まる定期会を開催（継続する中での苦勞やアドバイスを共有）
- 年に1回「体操発表会」などを企画し、市を挙げて自主グループをサポート

10)一般介護予防事業

②介護予防普及啓発事業(介護予防教室)

介護予防教室(1回)

介護予防などについて啓発を行い高齢者の意識の向上と知識の普及を図ります。また、健康的な日常生活を送ることができるよう、集団指導を実施します。

対象者

- 貝塚にお住まいのおおむね65歳以上のかたがたとその支援のために活動に関わるかた

実施方法及び内容

- 町会・地区福祉委員会・老人クラブなどの団体から申し込みがあった地区で、内容に応じて地域包括支援センター職員などが実施します
- 高齢者に関する口腔ケアや食事について／認知症予防や認知症介助について／閉じこもり予防に関すること／熱中症やインフルエンザ予防に関すること／高齢者福祉について
- 各テーマに合わせ講義と体操・レクリエーションを行います。

※単発教室を通じて、自主グループの活動状況を紹介し、自主グループ活動の啓発を行います。